北海道すきやき隊(子育て応援団)規約

平成18年10月22日

改正 平成19年 2月20日

改正 平成19年 3月27日

改正 平成19年 5月 1日

改正 平成19年 7月27日

改正 平成20年 5月30日

改正 令和 5年11月15日

1 目 的

将来に向けて活力ある北海道づくりを持続的に進めていくためには、道民の力を結集し、安心して子どもを生み育てる環境の整備を図ることが必要であり、経済、保健・医療・福祉、教育、市民活動などの幅広い団体のほか、企業やNPO法人などの参加のもとで子育て支援に係る様々な取組みを推進し、少子化対策を総合的に進めていくため、「北海道すきやき隊(子育て応援団)」(以下「全道隊」といいます。)を結成します。

2 活動

全道隊が行う活動は、次のとおりとします。(具体例は、別表1のとおりです。)

- (1) 「道民育児の日」(毎月19日)及び「道民家庭の日」(毎月第3日曜日)運動の推進
- (2) 少子化に関するフォーラムの開催や子育て支援体制の充実など、北海道が実施する少子化対策に関する支援、協力
- (3) 市町村に組織される「せわずき・せわやき隊」の活動及び組織化の支援
- (4) 育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援するための職場環境の整備
- (5) 次代の親づくりのための教育や専門的人材の育成支援
- (6) その他少子化対策に資する活動

3 構成する団体等

- (1) 社会全体で連携、協働する視点に立ち、子育て支援に係る様々な取組みを促進するため、経済、保健、医療、福祉、教育などの全道的規模の団体(以下「協力団体」という。)及び個々の企業・団体等(以下「隊員」という。)により、全道隊を組織します。
- (2) 協力団体は、別表2のとおりとします。
- (3) 道及び協力団体は、自ら上記2の各号に掲げる活動を行うほか、協力団体に加盟する 企業等に対し、様々な機会を活用して、全道隊への加入・登録を働きかけるものとし ます。

4 ロゴマーク

- (1) 道は、全道隊の活動を周知するとともに、幅広く関係者の参画を図り、効果的に取組を展開していくためのシンボル(象徴)としてロゴマークを制定します。
- (2) ロゴマークは、道が隊員に対して独占的に使用を認めます。なお、使用に関する規程は別に定めます。

5 全道隊への加入・登録等

- (1)全道隊には、上記2の各号に掲げる活動の全部又は一部を行う団体、企業等が加入できるものとし、加入する場合には、「『北海道すきやき隊(子育て応援団)』登録申請書」(別記様式1号)に活動内容等を記載し、必要な書類を添付して道に登録を申請します。
- (2) 道は「『北海道すきやき隊(子育て応援団)』登録簿」(別記様式2号。以下「登録簿」といいます。)を置き、前項の申請を受けた場合、登録簿に登載するとともに、登録された隊員には「隊員証」(別記様式3号)及びロゴマークを交付します。なお、申請者の活動内容、業態等を総合的に勘案し、子どもの健全育成と関わりが薄い場合などは、登録しないことがあります。
- (3) 隊員は、登録事項に変更があった場合や登録の抹消を希望する場合は、「『北海道すきやき隊(子育て応援団)』登録事項変更/抹消届出書」(別記様式4号)により道に届け出ることとします。道は、その隊員の登録を変更又は抹消し、その旨を「『北海道すきやき隊(子育て応援団)』登録事項変更/抹消通知書」(別記様式5号)により通知します。
- (4) 道は、隊員に対し、取組実績について「『北海道すきやき隊(子育て応援団)』取組 実施報告書」(別記様式6号)により2年毎に報告を求めるとともに、登録更新の意思 を確認することとします。
- (5) 道は、隊員が上記2の各号に掲げる活動を行わないなど、隊員としてふさわしくない場合は登録を抹消することがあります。
- (6) 隊員でなくなった場合は、「隊員証」を道に返還しなければなりません。

6 隊員の責務等

- (1) 隊員として活動する際には、政治活動や宗教活動を伴わないものとし、また、営業活動を主目的として行わないよう努めるものとします。
- (2) 道は市町村等と連携し、必要に応じ、隊員の活動が円滑に展開されるよう、連絡調整、情報提供及び助言に努めるものとします。

7 運営協議会

(1)全道隊の活動の効果的、効率的な展開を図るため、全道隊の構成する団体等の中から

- 10団体以内で組織する、運営協議会を設置します。
- (2) 運営協議会に関して必要な事項は、別に定めます。

8 広報

- (1) 道は、隊員の名称や活動内容等について、ホームページなどを通じて広報に努めるものとします。ただし、隊員が名称等の公表を希望しない場合にあっては、この限りではありません。
- (2) 道は、広報を円滑に進めるため、隊員に対して活動状況等の情報提供を求めることがあります。
- (3) 隊員は、情報提供を求められたときは、必要な情報を提供するよう努めなければなりません。

9 様 式

登録申請等は、次の様式によるものとします。

別記様式1号	「北海道すきやき隊(子育て応援団)」登録申請書
別記様式2号	「北海道すきやき隊(子育て応援団)」登録簿
別記様式3号	「北海道すきやき隊(子育て応援団)」隊員証
別記様式4号	「北海道すきやき隊(子育て応援団)」登録事項変更/抹消届出書
別記様式5号	「北海道すきやき隊(子育て応援団)」登録事項変更/抹消通知書
別紙様式6号	「北海道すきやき隊(子育て応援団)」取組実施報告書

10 事務局

全道隊の事務局は、北海道保健福祉部子ども政策局に置きます。

11 その他

この規約に定めるもののほか、全道隊の活動等に必要な事項は、道が別に定めます。

附則 この規約は、平成18年10月22日から施行します。

附則 この規約は、平成19年2月20日から施行します。

附則 この規約は、平成19年3月27日から施行します。

附則 この規約は、平成19年5月1日から施行します。

附則 この規約は、平成19年7月27日から施行します。

附則 この規約は、令和5年11月15日から施行します。

別表 1 活動の主な具体例(現在行っている活動を含む。)

(1) 「道民育児の日」(毎月19日)及び「道民家庭の日」(毎月第3日曜日)運動の推進

主な活動例	活動の具体例
① 道民育児の日に関する積極的な取り組	・毎月19日を「道民育児の日」として、育
み、普及啓発	児を行う者が定時退勤 できるよう努め
	る。(ノー残業)
	・道民育児の日の組織内外への普及啓発
	・育児や親子、家族のふれあいなどのイベ
	ント等の実施
	・親子や子どもに対する特典の提供
② 道民家庭の日に関する積極的な取り組	・道民家庭の日 (毎月第3日曜日) の組織内
み、普及啓発	外への普及啓発
	・道民家庭の日における育児や親子、家族
	のふれあいなどのイベントの実施

(2) 少子化に関するフォーラムの開催や子育て支援体制の充実など、北海道が実施する少子化対策に関する支援、協力

主な活動例	活動の具体例
① 専門的ノウハウや情報などの提供	・道が行うフォーラム等への参加、食育、木育、交通安全、防犯、 防災などのノウハウやサンプルの提供、その他運営支援・道が行う研修会等への講師の派遣や資材提供
② 事例紹介など、機運醸成に向けた取り組みへの協力(広報誌への情報提供、メッセージ、事例、広報・普及啓発)	 ・団体や企業としての、仕事と子育ての両立支援の実践例の紹介 (道ホームページへの実践例提供等) ・道などが作成する啓発資材の掲示や配布協力 ・道の少子化関連広報媒体への広告掲載

③ 地域の子育て支援活動へのサポート主 ·子育て支援NPOやボランティアへの学 な活動例

- 習機会の提供
- ・子育て支援情報の提供(HP、情報誌等)
- ・講師派遣等子育てサークルなどへの支援 活動
- ・少子化対策や次世代育成支援に関する調 査研究活動の実施
- ・子育て支援ポータルサイトの運営支援 (情報提供、広告、協賛等)

(3) 市町村に組織される「せわずき・せわやき隊」の活動及び組織化の支援

主な活動例	活動の具体例
① 組織の立ち上げ及び共に支える仕組みづくりに向けた助言	・組織の立ち上げや運営に関するノウハウの提供・ボランティア活動推進に関するノウハウの提供
② 活動の拡充に向けた指導、助言	・児童福祉、子育て支援、子どもの安全等に 関するノウハウの提供
③ 中核的な人材の育成支援	・ボランティア活動のリーダーとしてのノウハウの提供、研修の実施・子育て支援等に係る専門的助言や情報提供、研修の実施
④ 活動場所の提供	・会議や打合せの際の会議室等の貸与 ・活動に際しての集合場所等の貸与
⑤ 物資の寄贈や貸与	・日常活動に使用する被服等の寄贈、貸与・日常活動に使用する物品の寄贈、貸与

(4) 育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援するための職場環境の整備

主な活動例	活動の具体例
① 常時雇用する労働者が300人以下の	・常時雇用する労働者が300人以下の企
企業で、次世代育成支援対策推進法に基	業で、次世代育成支援対 策推進法に基

づく一般事業主行動計画を策定し、国へ 提出

- ② 妊娠中及び出産後における配慮
- ③ 産前産後休業後における原職又は原職 相当職への復帰
- ④ 子どもの出生時における父親の休暇の 取得の促進
- ⑤ 育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい育児休業制度の実施
- ⑥ 育児休業を取得しやすく、職場復帰し やすい環境の整備

⑦ 小学校就学始期までの短時間勤務制度等の実施

づく一般事業主行動計画を策定し、国へ 提出

- ・妊娠中及び出産後の労働者に対する制度 の積極的な周知及び情報の提供、相談体 制の整備等の実施
- ・産前産後休業後における原職又は原職相 当職復帰のための業務内容や業務体制の 見直し等の実施
- ・子どもが生まれる際に取得することがで きる休暇制度の創設
- ・子どもが生まれる際の年次有給休暇又は 育児休業の取得促進
 - ・ 育児・介護休業法の規定を上回る措置の 実施
 - ・育児休業に関する定め (男性も取得できること、育児休業中の待遇など) の周知等
 - ・育児休業期間中の代替要員の確保、業務 内容や業務態勢の見直し等
 - ・育児休業をしている労働者の職業能力の 開発及び向上等のための 情報提供、円 滑な職場復帰のための講習、育児等に関 する相談その他の援助の実施
 - ・育児休業後における原職又は原職相当職 への復帰のための業務内容や業務体制の 見直し等の実施
- ・短時間勤務制度の実施
- フレックスタイム制の実施
- ・始業又は終業の時刻の繰上げ又は繰下げ の制度の実施
- ・所定労働時間を超えて労働させない制度

- ⑧ 事業所内託児施設の設置及び運営 (他企業との共同設置も含む。)
- ⑨ 子育てサービスの費用の援助の措置の 実施
- ② 子どもの看護のための休暇のより利用 しやすい措置の実施
- ① 子育てをしやすくすることを目的とした、勤務地、担当業務、労働時間等の限定制度の実施
- ② その他子育てを行う労働者に配慮した 措置の実施

③ 労働者への諸制度の周知

の実施

- ・小学校就学始期までの子どものための事業内託児施設の設置及び運営(他企業との共同設置も含む。)。
- ・小学校就学始期までの子どもを育てる労働者が子育てのための サービスを利用する際に要する費用の援助の実施
- ・子の看護について、1時間を単位とする 取得を可能とする等の弾力的な利用が可 能となるような制度等より利用しやすい 制度の導入
- ・子育てをしやすくすることを目的とした、勤務地、担当業務、 労働時間等の限定制度の実施
- ・子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮
- ・子育てのために必要な費用の貸付けの実 施
- ・子どもの検診や予防接種のための休暇制 度の実施
- ・子どもの学校行事への参加のための休暇 制度の導入
- ・その他の子育てをしながら働く労働者に 配慮した措置
- ・育児休業、時間外労働の制限等の育児・介 護休業法に基づく労働者の権利や、休業 期間中の育児休業給付の支給等の経済的 な支援措置等の関係法令に定める諸制度 の広報誌などによる積極的な周知

④ 育児等退職者についての再雇用特別措 置等の実施	・出産や子育てのため退職した者を優先的 に採用する再雇用制度や母子家庭の母の 就業促進のための措置
⑤ 所定外労働の削減	・ノー残業デーやノー残業ウィークの導入などの所定外労働の削減
⑥ 年次有給休暇の取得の促進	・年次有給休暇に対する意識改革及び計画 的付与制度の活用・労働者の取得希望時期を聴取した上での 年間の取得計画の作成等
① 多様就業型ワークシェアリングの実施	・多様な働き方の選択肢を拡大するための短時間勤務や隔日勤務の導入
⑧ テレワークの導入	・情報通信技術 (IT) を利用した場所・時間にとらわれない働き方の導入
(9) 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組	・職場優先の意識や固定的な性別役割分担 意識等の是正のための情 報提供・研修 の実施
② 若年者の安定就労や自立した生活の促 進	・若年者に対するインターンシップ等の就 業体験機会の提供、トラ イアル雇用、職

(5) 次代の親づくりのための教育や専門的人材の育成支援

主な活動例	活動の具体例
① 次代の親づくりのための教育	・少子化問題や次世代育成支援、仕事と子 育ての両立支援などに関 する教育の実
	施 ・食育、木育、交通安全、防犯、防災など、 隊員のノウハウを生か した子ども対象 の講座、教室等の実施

業訓練の推進

- 成
- ② 保育士、助産師など専門的な人材の育 ・少子化問題やその対策を盛り込んだ教育 の実施

(6) その他少子化対策に資する活動

(6) その他少于化対策に負する活動		
主な活動例	活動の具体例	
① 少子化に関するフォーラム等の開催	・少子化問題や子育て支援に関する、フォ	
	ーラム、講演会や講座等の開催	
	・育児や親子、家族のふれあいなどのイベ	
	ントの実施	
② 子育て相談の実施		
③ 子育て支援ボランティアとしての活動	・親の学習やリフレッシュのための託児の	
	実施	
	・子育てサロンの実施	
	・親子や子どもを対象としたイベント等の	
	実施	
 ④ 商品の割引、ポイント増など、子育て	 ・子育て世帯や子どもを対象とした割引等	
に伴う経済的負担の軽減	の設定、サービス品の提 供など特典の	
	提供	
	JE IV	
 ⑤ 子連れで利用しやすい店舗・施設等の	 ・ベビーカーのまま入れる建物、店舗など	
整備(バリアフリー化等)	の整備	
正加(ファンフーロ4)	・子どもが遊べるスペース(プレイルーム)	
	等)の設置	
	・授乳コーナー(授乳室等)の設置	
	・粉ミルク調乳用のお湯の提供	
	・親子で入れるトイレ、幼児用手洗い、ベビ	
	一キープの設置	
	- イーノの設画 ・おむつ替えコーナー (ベビーシート、ベビ	
	ーベッド等)の設置	
	・飲食店等での禁煙席の確保	
	・ベビーカーの貸出	
	・子どもを一時的に預けることのできる保	
	育施設(託児室等)の設置	
	・飲食店での離乳食の提供	

- ⑥ 文化やスポーツの機会の提供等、児童、 青少年の健全育成に資する活動
- ・子どもや親子を対象とした、音楽、絵画、 書道など文化活動や、 各種スポーツ活 動の教室や大会の開催
- ・文化施設、スポーツ施設の子どもや親子 への開放
- ⑦ 交通安全、防犯、防災対策での子ども 対策の重点化
- ⑧ 男女の出会いの場づくり